

令和 8 年度第 1 回葛飾区児童福祉審議会 議事録

I 日時：令和 8 年 5 月 21 日（木）午後 7 時から

II 場所：葛飾区役所新館 7 階 705・706 会議室

III 出席者

1 【出席委員 13 人】

有村委員長、雨宮副委員長、齋藤委員、青木委員、小林（弘）委員、西郷委員、松永委員、伊東委員、三尾委員、森委員、上松委員、小林（広）委員、倉澤委員

2 【欠席委員 3 人】

高岡委員、中村委員、坂田委員

3 【区職員】

子育て支援部長、児童相談部長、子育て政策課長兼子ども・若者担当課長、子育て応援課長、子育て施設支援課長、保育課長、児童相談課長、相談援助担当課長、児童保護担当課長、子ども家庭支援課長、他担当職員

IV 次第

1 開会

2 区職員紹介

3 議事

報告事項

（1）令和 7 年度葛飾区児童福祉審議会各部会の開催状況について

ア 里親部会

【資料 1－①】

イ 権利擁護部会

【資料 1－②】

ウ 児童福祉施設部会

【資料 1－③】

（2）葛飾区児童福祉審議会部会設置要綱の改正について

【資料 2】

（3）社会的養護自立支援拠点事業の実施について

【資料 3】

4 閉会

V 配付資料

令和 8 年度第 1 回葛飾区児童福祉審議会次第

【資料 1－①】 令和 7 年度里親認定部会の開催状況について

【資料 1－②】 令和 7 年度権利擁護部会の開催状況について

【資料 1－③】 令和 7 年度児童福祉施設部会の開催状況について

【資料 2】 葛飾区児童福祉審議会部会設置要綱の改正について

【資料 3】 社会的養護自立支援拠点事業の実施について

【参考資料】 令和 8 年度葛飾区児童福祉審議会事務局名簿

VI 議事要旨

1 開会

事務局

- ・委員の出席状況を報告し、定員数を満たしていることを伝達する。
- ・配付資料の確認をする。

委員長

- ・区のホームページ等に掲載のため、職員が会議風景を写真撮影することを伝達する。

2 事務局紹介

委員長

続きまして、事務局より、事務局紹介をお願いいたします。

子ども・若者担当課長

〔区職員の紹介〕

3 議事

(1) 令和7年度葛飾区児童福祉審議会各部会の開催状況について

委員長

報告事項(1) 令和7年度葛飾区児童福祉審議会各部会の開催状況につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

子ども・若者担当課長

〔資料1について説明する〕

委員長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問、意見等はございますか。

委員

- ・資料1-③別紙の実施予定施設のところですが、4月以降、すでに制度を利用している方はどの程度か把握されていますでしょうか。

子育て施設支援課長

- ・こちらのこども誰でも通園制度利用は4月から開始しており、利用に当たって認定の選考を行うものですが、おおよそ500人は認定を受けている状況です。
- ・実際に4月から何人の方が制度を利用しているかは集計中であり、現時点では数字が出ていないところです。

委員

- ・事前登録が必要かと思いますが、区内と区外の内訳がもし分かれば教えていただきたいです。

子育て施設支援課長

- ・約 500 名というのは全て区内の方であり、区外の方が区内の施設で制度利用する際には、区外のお住まいの自治体で対応するという事になっております。

委員

- ・わかりました。

委員長

- ・ありがとうございます。
- ・その他、ご質問等いかがでしょうか。
- ・それでは、報告事項（１）令和 7 年度葛飾区児童福祉審議会各部会の開催状況についてを終了いたします。

（２）葛飾区児童福祉審議会部会設置要綱の改正について委員長

委員長

報告事項（２）葛飾区児童福祉審議会部会設置要綱の改正につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

子ども・若者担当課長

〔資料 2 について説明する〕

委員長

- ・ありがとうございます。
- ・部会の設置要綱の改正でございますが、大きなところではございますけども、都から区に移管されたことによるものでございます。
- ・委員の先生方、ご質問等ございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

委員長

本件、葛飾区児童福祉審議会部会設置要綱は、審議会決定事項となっております。

それでは、本件についてご異議がなければ、拍手をもって確認をさせていただければと思います。

（委員拍手）

委員長

ありがとうございます。会場、オンラインの先生方ともに拍手していただいている様子が確認できました。

以上で、報告事項（２）葛飾区児童福祉審議会部会設置要綱の改正についてを終了いたします。

（３）社会的養護自立支援拠点事業の実施について

委員長

報告事項（３）社会的養護自立支援拠点事業の実施につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

児童相談課長

〔資料３について説明する〕

委員長

ありがとうございます。この新しい事業の展開をしていただけるのは大変有難いと思います。

事務局の説明につきまして、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。せっかくの機会になりますので、オンラインの先生方もぜひ、お願いいたします。

委員

- ・事業所に丸投げな感じになるのではないかと少し危惧はありますが、この事業者の選定基準をあらかじめ区として決めているかについて質問させていただきます。
- ・もう１点は、事業者が行った事業に関してどう検証していくのか公的な目として、どう入っていくのかという点です。以上、２点を教えていただければと思います。

児童相談課長

- ・ありがとうございます。
- ・選定基準につきましては、様々あるところではございますが、社会的擁護に関する支援の経験があることや、財務の堅実性などを評価することができるようになりたいと考えております。
- ・また、検証についてですが、社会的擁護として相互交流が非常に言われているところがあります。実際、支援に繋がりがいいといった特性がある方に、どのような工夫をして、相互交流のような場に来ていただくようにするのか、プロポーザルの中での提案をしっかりと聞きたいと考えております。当初の契約期間は２年としていますが、その中で交流の場が定着し、１８歳未満の方の支援の場になってほしいと思っております。
- ・相談についても、中身も含めてどう対応しているのかをきちんと見ていきたいと思っております。我々としても、委託はしておりますが、お任せするところはお任せし、こういったことが行われているのか注視するとともに、児童相談所の職員のケースワークの中で自立に向けて社会的養護自立支援拠点事業が有効となると判断した児童については、事業につながるができるように支援をするなど、しっかりと対応してまいりたいと思っております。
- ・社会的養護自立支援拠点事業につながる、１８歳までの児童を対象とする児童養護施設は区内に一つしかありませんが、交流の場の紹介などの協力をお願いしており、連携をしながら充実させていきたいと考えているところでございます。

委員

- ・なかなか難しい問題がたくさんあるのではないかと思います。
- ・本来でしたら養育しているところの延長線上で何かしらの支援がある方がいいと思います。
- ・やはり一歩間違えると、社会的弱者となって色々なところからの誘いに乗ってしまい、色々な方向に走っていくという可能性も非常にあり、このような部分もケアできるような体制を整え

る必要があると思います。そのためには、やはり信頼感がどれだけ構築できているかだと思いますし、養育家庭の中で、どれくらい信頼感ができているかというところがとても大事なことだと思います。

- ・医療的なことで18歳までの壁のようなものがあります。18歳を過ぎて大人になると、みんな突き放されるので、その後、周りがフォローしないといけない状況があります。その部分に関して、少しでも手を差し伸べられる手段に、先ほどの事業がなれば良いかなと思いますので、是非注意すべきところは注意しながら進めていってもらえればと思っております。

児童相談課長

- ・ありがとうございます。
- ・お話の通り、社会の仕組みの中で、なかなか18歳を過ぎた方の支援は難しいところがございます。そのため、家庭生活の中でうまくいかない部分も相談いただくことで、繋がりができればと思っております。実際にどこまでできているのかについても、注視してまいります。
- ・事業開始後は、事業者から提出される実績報告も確認しながら、必要となる対応をしていければと思います。引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございます。

委員長

- ・貴重なご意見ありがとうございます。
- ・先ほどのご意見は大事なところだと思います。やはり手を挙げていただく団体は、過去の例を考えると、当事者性の高い方々がやっているところがあります。
- ・実際、社会的に出たところで、これまで支援が必要だった方が頑張って支援する側に回った例もあるかもしれませんので、利用される方だけではなく、支援者になる方、手を挙げる方々についても注視しなければならないかなと思い、聞いておりました。
- ・その他どうですか、先生方ご意見等ございますでしょうか。

委員

- ・あえて聞くか悩みましたが、1点ご質問させていただけたらと思います。社会的擁護自立支援拠点事業の対象者は、ケアリーバーの方ということは理解していますが、今、養子になられる方でも、割と従来でも養子縁組ができるようになったこともあって、もちろん普通養子の方も、特別養子の方もいらっしゃる中で養子縁組、特有の課題もあります。
- 一方で、社会的養護経験者としての経験が長い方も少しずつ出てきているところではありますので、そういった方がもしこのような場に来た場合に参加ができるのか、対象として利用できるのか、お伺いできればと思います。

委員長

貴重なご意見、ご質問ありがとうございます。それではご回答をお願いいたします。

児童相談課長

- ・この事業の対象者は社会的養護経験者等となっておりますので、児童養護施設や里親に繋がっていなくても、過去に虐待があったことによって、辛い経験がある方も対象となると考えてお

ります。そのため、ご質問いただいたとおり、養子縁組になられている方も、こういった大変なことがあるといった相談や同様の経験がある方と共有したいなどの交流をしていただけたらと思っております。

委員長

- ・ありがとうございます。
- ・様々なお子さんが来られるわけですが、あたたかい繋がる場所が区の中にあるといいなと思っております。
- ・その他いかがですか。ご意見ありますか。
- ・それでは、報告事項（３）社会的養護自立支援拠点事業の実施についてを終了いたします。

4 閉会

委員長

- ・本日は、円滑なご審議にご協力いただきまして、ありがとうございました。
- ・それでは、以上をもちまして、令和８年度第１回葛飾区児童福祉審議会本委員会を閉会いたします。ご協力、ご参加いただき、ありがとうございました。